

第1回研究協議会を終えて

・今後の検討課題

予算について

以前より「合唱」「日本音楽」の2部門の参加費を8,000円程度に減額してはどうかというご意見や繰越金が多いので参加料の減額を考えてもよいのではないかというご指摘がありました。金額の変更をするのであれば規約細則の改定、変更が必要になりますので、今年度については例年通り一律10,000円としますが、「打楽器を貸出しにする」と改めて設定したこともあり、今年度の支出の状況を見ながら次年度に向けて検討していくことになりました。

(規約をご確認ください)

北海道高等学校文化連盟石狩支部音楽専門部規約

第1章 総則

第1条 本専門部は北海道高等学校文化連盟石狩支部音楽専門部と称する。

第2条 本専門部は学校教育の本旨に則り、石狩管内における生徒の音楽活動を通じた文化活動の健全なる発展を図ることを目的とする。

第3条 本専門部は石狩管内の高等学校および高等部を置く特殊学校で、北海道高等学校文化連盟に加盟した学校をもって組織する。

第4条 本専門部に次の部門を置く。

- (1) 合唱部門
- (2) 吹奏楽部門
- (3) 器楽管弦楽部門
- (4) 日本音楽部門

第5条 本専門部は第2条達成のために次の事業を行う。

- (1) 北海道高等学校文化連盟石狩支部音楽専門部の高文連石狩支部演奏会およびそれに関わる合同練習会。
- (2) その他本専門部の目的達成に必要な事業。

第2章 役員

第6条 本専門部に次の役員を置く。

専門部長1名、代表専門委員1名、専門委員(合唱担当2名、吹奏楽担当2名、器楽管弦楽/日本音楽担当1名、当年度当番校1名、前年度当番校1名、次年度当番校1名)

第7条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 専門部長の任期はその在任期間とする。
- (2) 代表専門委員の任期は1期2年とし再任は2期4年までを原則とする。
- (3) 専門委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- (4) 前年度・次年度当番校の専門委員の2名を監事とする。

第8条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 専門部長は本専門部の業務を統括し、本専門部を代表する。
- (2) 代表専門委員は専門部長を補佐し、支部事務局との連絡調整や報告業務・共催団体との協議等の専門部の業務を処理する。また、当番校業務を補佐する。
- (3) 部門の専門委員は各部門を代表し、部門のとりまとめ等の業務を行う。
- (4) 前年度・次年度当番校の専門委員は当年度当番校専門委員を助け、当番校業務を補佐する。また、監事として、業務を監査する。

第9条 役員選出は次のとおりとする。

- (1) 専門部長、代表専門委員は専門委員会の推薦により、研究協議会(委員総会)で選出する。
- (2) 部門の専門委員は各部門で選出する。

第3章 会議

第10条

- (1) 本専門部の会議は研究協議会(委員総会)、専門委員会とする。

- (2) 研究協議会（委員総会）、専門委員会はそれぞれ年3回を原則として開催する。
- (3) 会議は本専門部長が招集する。

第11条

- (1) 研究協議会（委員総会）は専門部役員、委員（合唱・吹奏楽・器楽管弦楽・日本音楽部門の各顧問）、当番校役員をもって構成する。
- (2) 研究協議会（委員総会）は専門部の業務について協議し決定する。

第12条

- (1) 専門委員会は専門部役員、当番校役員をもって構成する。
- (2) 専門委員会は専門部の業務について協議する。

第4章 会 計

第13条 本専門部の会計は当番校に置かれ、交付金、参加料、事業収入、その他をもって執行する。

第14条 本専門部の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 会計決算は、専門委員会の審議を経て、研究協議会（委員総会）の承認を得る。

第5章 補 則

第16条 本専門部に必要な細則は、専門委員会での協議後研究協議会（委員総会）の承認を得て専門部長が定める。

附 則

本規約は平成14年8月1日より施行する。

平成25年2月5日一部改正

平成30年2月23日一部改正

平成31年1月28日一部改正 7条（4）、8条（4）監事について

高文連石狩支部演奏会に関する細則

第1章 総則

第1条 この演奏会を 第〇回高文連石狩支部演奏会と称する。

第2条 この大会は合唱部門、吹奏楽部門、器楽管弦楽部門、日本音楽部門の4部門からなる。

第2章 演奏会

第3条 演奏時間 演奏時間は合唱部門5分以内それ以外の部門は7分以内とする。

第4条 演奏曲目 内容、曲目共に自由とする。

第5条 演奏順などの具体的な内容については専門委員会に一任されるものとする。

第6条 講評は次のとおりとする。

- (1) 個々の演奏についてすべて講評する。
- (2) 合唱3名、吹奏楽・器楽管弦楽・日本音楽3名の講師を招聘する。
- (3) 招聘する講師は、各部門ごとに委員の総意を汲み、専門委員会で選出し、専門部長が委嘱する。

第7条 入場料は次のとおりとする。

演奏会の入場料については原則として500円とするが、当番年度の事情により変更が認められるものとする。ただし変更するときは、専門委員会の承認を受けた後、研究協議会の承認を受け決定するものとする。

第8条 参加料は次のとおりとする。

- (1) ステージの参加につき、10,000円とするが、当番年度の事情により変更が認められるものとする。ただし変更するときは、専門委員会の承認を受けた後、研究協議会の承認を受け決定するものとする。
- (2) 参加料は、指定された期日までに納入されるものとする。
- (3) 合同研修演奏のみの参加も1種目の参加と見なす。但し、単独ステージで参加料を納入した団体は、同種目に限り合同研修演奏の参加料を徴収しない。
- (4) 出演数に応じた入場券の販売をお願いする。配布枚数は、札幌市内は参加人数×1とし、その他は参加人数×0.5とする。
- (5) 合同チームとして参加する場合は、参加する学校がそれぞれ1校あたりの参加料を支払うものとする。

第9条 合同研修演奏

- (1) 両日とも「合同研修演奏」を行うことができる。
- (2) 演奏の種目・内容等は専門委員会を経て、研究協議会で決定する。
- (3) 各合同研修演奏の演奏時間は10分程度とする。
- (4) 合同研修演奏のために練習会を行う場合、各部門の専門委員は企画案を専門委員会に提示し了承を得るものとする。
- (5) 合同研修演奏のための練習会に参加できない生徒は、本番の演奏には参加できないものとする。

第10条 当日の運営に当たる役員関係者は次のとおりとする。

- (1) 該当年度の高文連石狩支部演奏会運営役員

- (2) 当番校および前年度と次年度当番校の教職員および生徒、
- (3) 該当年度の高文連石狩支部演奏会関係者
- (4)

第3章 全道大会への推薦

- 第11条 推薦される代表団体高文連石狩支部演奏会に出場した被推薦権のある団体より選出され、その数は合唱部門2団体、吹奏楽部門4団体、器楽管弦楽部門2団体（器楽1、管弦楽1）、日本音楽部門1団体とする。なお、複数団体による合同チームも推薦対象とする。
- 第12条 各部門の代表団体は、その年度の全道高等学校音楽発表大会に出場する。なお全道高等学校音楽発表大会において最優秀校となった場合は、次年度に開催される全国高等学校総合文化祭に出場する。
- 第13条 代表団体は、高文連石狩支部演奏会における講師の推薦を受け専門委員会で決定し、代表団体には後日推薦状を送付する。
- 第14条 被推薦権のある団体は、出場申込書の『全道大会に推薦された場合 出場可能、辞退する』の欄に必ず印を付け、参加申し込み時に意向を明確にする。
- 第15条 支部代表団体は、全道大会に出場した次年度から2年間は選考の対象とならない。但し日本音楽部門についてはこの限りではない。複数団体による合同チームが支部代表となった場合には、合同チームに参加した団体全てが、上記と同様に2年間選考対象とならない。
- 第16条 支部代表団体は演奏時間等、ルールに反していない事を条件とする。

附 則

本細則は平成14年8月1日より施行する。

平成15年7月一部改正。

平成17年2月23日一部改正。

平成25年2月5日一部改正。

平成28年8月29日一部改正。 6条(2) 各部門講師数について

平成29年3月22日一部改正。 8条(2) 参加費納入方法について

平成31年1月28日一部改正。 6条(2) 各部門講師数について

令和3年2月3日一部改正。 7条演奏会の入場料について

令和6年9月19日改正。

追加 8条(5)

削除 6条(4)

文言訂正

8条(3)、9条および11条、15条 合同演奏および複数団体による合同チームについて

10条(2) 前年度当番校について

13条、代表校の発表について